

## 伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書 三重県環境影響評価委員会小委員会 質疑概要

日時：令和2年8月19日（水）13:30～

場所：三重県松阪庁舎 大会議室

委員：方法書 P3-4 図 3-3 で、年間を通して風配図では西北西の風の出現率が高いですが、季節によっては海風が卓越すると思います。季節変化も考慮して準備書で予測・評価をされるのでしょうか。

事業者：現地で年間の風向・風速を調査しておりますので、調査結果を踏まえて予測・評価を行っていきます。

委員：気象観測の状況を見せていただきましたが、風向風速計は建物の影響を除くために、建屋の屋上で測定されておりました。その場合、地表よりも風速が高くなると思いますが、補正はされるのですか。

事業者：上空の風速と地表の風速は異なりますので、大気の拡散状況が適切に再現できるよう、測定する建物の高さを考慮して補正を行い、予測評価を行います。

委員：上層気象の調査は GPS ゾンデを使用される予定ですか、係留気球ですか。

事業者：GPS ゾンデを使用する予定です。

委員：その場合、陸上自衛隊と協議が必要な理由は何ですか。

事業者：気球を上空に揚げることで、飛行機やヘリの飛行に支障を与える可能性があることから、隣接する陸上自衛隊明野駐屯地と協議を行ってから調査します。

委員：排水は工事中の排水と生活排水が想定されていますが、生活排水は具体的にどのようなものを想定されていますか。

事業者：浄化槽を使用するか、下水道接続かで変わってくるのですが、下水道に接続しない場合は、手洗いの水等を浄化槽で処理して排水する可能性があります。プラント排水やプラントフォームの洗浄水は基本的にプラント用水として処理するものと考えています。現段階では下水道接続を目指して協議しており、そうなれば生活排水の放流もなくなりますので、準備書の段階では予測・評価の対象外となると考えています。

委員：方法書 P3-17 表 3-18 河川の水質調査結果について、宮川（下流）は大腸菌群数の環境基準を超過している旨の記載がありますが、外城田川は大腸菌群の環境基準が設定されていないということで良いのですか。

事業者：環境基準は類型によって異なりますので、AAの宮川は基準がありますが、B、Cの外城田川には基準がありません。

委員：環境基準が設定されていない理由はわかりますか。

事業者：宮川と外城田川の水利用の実態に応じて類型が異なっていると認識しています。

委員：ごみ処理施設は生活に密接に関連する不可欠な施設なので、しっかりとした設備をお

作り頂きたいと思います。処理施設の水はクローズドシステムで、外に出さないということによろしいですか。

事業者：施設で使う水には、プラントで使用する水と生活排水と2種類あると考えていますが、プラントで使用する水は下水道に放流する場合でも、浄化槽を使用する場合であっても敷地外には出さないという方針でいます。現在の施設は浄化槽を使用していますが、プラントで使用する水は浄化槽には入れておらず、焼却炉の中に噴霧して蒸発させるクローズドシステムを採用しています。新しい施設においてもプラント用水は外に出さないクローズドシステムで計画しています。

委員：環境に配慮した考え方で進めるということによろしいですね。

事業者：そうです。

委員：処理方式は焼却、熔融、メタンガス化等の中から今後決められるということですが、排出ガスは法規制よりも厳しい自主基準値を定めて遵守していくという方針によろしいですか。

事業者：大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法で施設の基準値が定められています。項目によっては、たとえば水銀は水俣条約が発効した一昨年からは規制が始まっていますが、コントロールが難しいというところもあり、法規制値同等となる可能性があります。それ以外の項目については、基本的に法規制よりもさらに厳しい自主基準値を設ける方向で検討しています。

委員：現施設は熱回収を行っていないということですが、エネルギーの有効利用のために熱回収を行って、発電や蒸気の利用を積極的に行ってほしいです。

事業者：エネルギー利用の効果が最大限に図れるよう、今後、検討して設計を進めていきたいと考えています。

委員：2点お聞きしたいのですが、1点目は現在稼働している施設に対して騒音や振動の苦情があれば教えてください。2点目は方法書 P6-7 表 6-4 の道路交通騒音に係る測定時間（16時間）が何時から何時までか、決まっていれば教えてください。

事業者：1点目のご質問について、既存施設について騒音・振動に関する苦情やご意見はいただいております。測定に関して義務はないのですが、平成28年度から年1回、敷地境界で自主測定を行っており、基準値を超えていないことを確認しています。

事業者：騒音の測定時間について、方法書には環境基準の昼間の時間帯と記載し、具体的な記載がありませんでしたが、環境基準の昼間の時間帯は6時から22時の16時間と決まっておりますので、それと比較できるよう、今回の調査も6時から22時の16時間で調査したいと考えています。

委員：水生生物の生息状況について2点確認させてください。1点目、この地区は地下に宮川用水が埋設されているとお聞きしましたが、パイプラインによる灌漑の水田地域であ

るという理解で良いですか。2点目、水生生物の調査地点として、水田からの排水路には調査地点が設定されていないのですが、この地域の水田から農業排水が流れる水路は水生生物の生息が見込めない環境なのか、教えてください。

事業者：宮川用水につきましては、この地域はパイプライン化されていまして、地中のパイプラインから農業用水を供給しています。

事業者：今回の調査地点の考え方について、方法書 P6-21 図 6-6 に①~③の3地点を示しております。本計画でプラント排水は基本的に出しません。生活排水は下水道に接続すれば出ませんが、そうでない場合は処理した水が流れること、工事中の濁水は調整池を設けて流しますが、そういった水が排水路に流れる地点が①になります。それが相合川に合流しますので、その上流と下流というところで調査して、施設からの水が混合する前と後という形で比較できるよう、地点②、地点③を考えております。水生生物についても同じような考え方で、排水路がどうなっているか、相合川がどうなっているかを調べるために地点を設定しています。相合川については、周辺の水田から出てくる水も混ざっていますので、そういう意味で生息環境が把握できると考えています。

委員：現地を見ていないのですが、水生生物については水質によるものだけではなく、今回の事業により、水田や水路が一部無くなる場所が出てきますので、そういった影響で生息場がなくなってしまうことが懸念されますので、相合川だけの調査で不足であるようなら排水路も調査してもらえればと思います。

事業者：ご意見を参考にし、検討したうえで必要性を考えたいと思います。

幹事：さきほど委員から質問のあった、方法書 P3-17 表 3-18 河川の水質調査結果について、外城田川（上流）は類型Bですが、類型Cの環境基準値が誤って掲載されています。類型Bの場合、大腸菌群数は5,000MPN/100mL以下という基準になります。BOD、SSの値も違っておりますので、修正いただければと思います。

事業者：確認のうえ、準備書時点では正しい内容を記載するようにしたいと思います。

事務局：風向風速の測定は建屋の屋上で行うということですが、煙突が近傍に存在することで、影響を受けることはありませんか。

事業者：煙突からはなるべく離すようにしています。風向で一方位以上、22.5°以上の視野に入ってしまうと風向に影響が出る可能性がありますので、そういった影響がないように、離して調査を実施していきます。